

# 監査だより Vol.19

岩手県監査委員事務局 平成 25 年 3 月発行

## 平成 25 年度の監査計画が決定しました。

監査委員は、毎年度、「監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画」を策定し、新年度の監査等に臨んでいます。

過日、決定した平成 25 年度の「執行方針」の主な内容は、次のとおりです。

なお、実施計画については、別途、監査委員事務局ホームページでお知らせすることとしております。

### 【執行方針について】

#### 【基本方針】

県の事務事業の執行について、内部統制が有効に機能しているか確認するとともに、組織体制及び予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査等を実施。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施。

#### 【定期監査の重点項目】

- (1) 工事及び委託契約事務  
(特に、設計積算)
- (2) 補助金事務  
(特に、完了確認)
- (3) 物品購入事務  
(特に、検収及び管理)

### [重点項目の選定理由]

#### (1) 工事及び委託契約事務

工事及び委託契約事務については、今年度、設計積算等の算定ミス問題が発覚したことから、監査委員として、対応策等が徹底されているか点検する必要があること。

#### (2) 補助金事務

補助金事務については、今般、補助金交付団体での委託契約において問題が発覚したことから、監査委員として、各補助事業にも問題等が潜んでいないか点検する必要があること。

#### (3) 物品購入事務

物品購入事務については、不適正経理問題から数年が経過し、職員の意識の低下が懸念されることから、物品購入事務が適正に行われているか点検を行う必要があること。

## 平成 24 年度の監査結果と特徴

平成 24 年度における監査の指摘件数は次のとおりです。  
平成 24 年度の指摘件数は 78 件となり、前年度に比べ 26 件増加しました。

(平成 25 年 3 月 8 日現在)

監査の項目別	平成 24 年度	平成 23 年度	対前年度比	摘 要 (H24 の主な内容)
予算経理一般				
収入事務	21	13	8	調定の不適當 12
支出事務	30	20	10	手当関係 9 支払の遅れ 8
契約事務	4	10	6	契約方法又は契約書作成の不適當
工事の執行	1	1		積算誤り
補助金事務	2		2	完了確認の不適當
財産管理	18	7	11	財産管理簿等の未整理
行政事務の執行	2	1	1	事務事業の執行の不適當
合 計	78	52	26	

平成 24 年度監査実施機関数 323 機関 平成 23 年度監査実施機関数 241 機関

また、平成 24 年度における財政的援助団体等監査の指摘件数は次のとおりです。

監査の項目別	平成 24 年度	平成 23 年度	対前年度比	摘 要 (H24 の主な内容)
財政的援助団体等	3	2	1	交付決定等の不適當、物品の取得、管理又は処分の不適當

平成 24 年度監査実施団体数 25 団体(監査対象団体数 60 団体)

### 【 特 徴 】

- ・平成 24 年度は沿岸部を含め全ての機関を対象として監査を実施したことなどにより、指摘件数が前年度より 26 件増加しました。
- ・監査の項目別では、支出事務が 30 件と最も多く、次いで収入事務が 21 件、財産管理が 18 件となっています。
- ・支出事務では手当の誤支給、支払の遅れが、収入事務では調定の遅れなどが見られました。また、財産管理では財産管理簿の未整理などが見られました。
- ・誤りや遅れの原因として、制度の理解不足のほか、組織のチェック体制の不備などが多く見受けられ、制度の再確認、複数人による点検など、適正な事務の執行に向けた環境づくりが求められています。

## 平成24年度行政監査(特定テーマ)の結果

平成24年度の行政監査(特定テーマ)の結果は次のとおりとなりましたので、業務の参考にしてください。

### 第1 行政監査の概要

#### 1 監査テーマ

「県が加入する団体への負担金等について」

#### 2 監査の目的

県では、平成15年度から平成18年度までにかけて「行財政構造改革プログラム」に取り組み、加入していることの効果が小さい団体からの脱退等を進めたところである。その後、時間が経ったこともあり、今般、団体に加入し、県費から負担金等を支出しているものを改めて調査し、必要性、有用性等が不明確なもの等について今後の適切な対応を促すことを目的として監査を実施した。

#### 3 監査の対象

##### (1) 対象とする負担金等

平成21年度から平成23年度までの間に県が任意に何らかの団体へ継続して加入し、当該加入に基づいて当該団体に支出した負担金、会費等を対象とした。

##### (2) 監査対象機関

対象とする負担金等に係る事務事業を所管する機関(134機関)を監査対象機関とした。

### 第2 監査の結果

#### 1 監査対象となる団体数の状況(団体数は延べ数)

部局等	団体数	部局等	団体数
秘書広報室	1	人事委員会事務局	3
総務部	22	監査委員事務局	1
政策地域部	15	警察本部	29
環境生活部	13	収用委員会事務局	1
保健福祉部	28	海区漁業調整委員会事務局	2
商工労働観光部	28	盛岡広域振興局	1
農林水産部	34	県南広域振興局	7
県土整備部	34	沿岸広域振興局	2
出納局	2	県北広域振興局	2
議会事務局	8	医療局	69
教育委員会事務局	102	企業局	18
選挙管理委員会事務局	2	合計	424

#### 2 負担金等の総額

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
負担金等の総額	341,067,819円	350,898,481円	291,027,287円

### 3 得られた便益の状況

	年 度		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
便益の記載がなかったもの等の件数	22件	22件	29件

### 4 次期繰越額の状況

支出決算額及び次期繰越額を把握している件数	支出決算額よりも次期繰越額の方が大きい件数	背景、対応方針等を把握している件数	背景、対応方針等を把握していない件数
250件	53件	38件	15件

## 第3 監査意見

### 1 団体加入の有用性について

平成 21 年度から平成 23 年度までの間の便益が記載されていた団体の中には加入する有用性がないと判断するものは認められなかったが、3 年間にわたり便益が「特になし」等と記載されていたもの等が 20 件あった。

団体に加入する目的は、直接的な便益のほか行政目的の遂行等多様なものが考えられ、一概に直接的な便益の有無のみをもって有用性を論ずることはできないが、県費を支出する以上、支出に見合った効果、価値及び意義があると判断できることも求められる。

20 件の団体は、所管機関で3年間の便益について享受又は把握をしておらず、その観点からは有用性を認めることができなかった。

については、これらの団体加入を所管する機関にあっては、加入の必要性を精査・確認し、継続する場合は効果を最大限享受できるよう、必要性がなくなっている場合は脱退する等、適切な措置を講じられたい。

### 2 今後留意されたい事項

(1) 加入した理由の記載がない団体が 70 件認められたので、加入理由を常に把握しておくよう留意されたい。

(2) 団体加入後に加入の必要性を点検していない団体が 264 件認められたので、団体に加入し負担金等を支出することの必要性を適切に点検し、記録に留めるよう留意されたい。

(3) 平成 22 年度の負担金等の額が5万円未満の団体が 255 件、全体の 60.1%であり、合計すると約 372 万円となるので、負担金等の額が少額の団体であっても安易に新規加入し、又は漫然と加入を継続することなく、必要性を定期的に点検するよう留意されたい。

(4) 団体の支出決算額及び次期繰越額を把握していない団体が、174 件認められたので、団体の決算書類等を適切に入手するよう留意されたい。

また、団体の支出決算額よりも次期繰越額の方が大きい団体 53 件のうち、その背景等を把握していないものが 15 件認められたので、背景、団体における対応方針等を適切に把握し、負担金等の額が適切なものとなるよう留意されたい。

(5) 上記を含め、団体加入の状況把握や監査調書記載内容の点検等が不十分な事例が散見されたので、今後、チェック体制の強化等、内部統制の充実に努められたい。

## 監査業務に関するアンケート調査結果について

監査業務のあり方について、平成 24 年度に監査を実施した全 324 公所の担当者にアンケート調査を依頼しました。

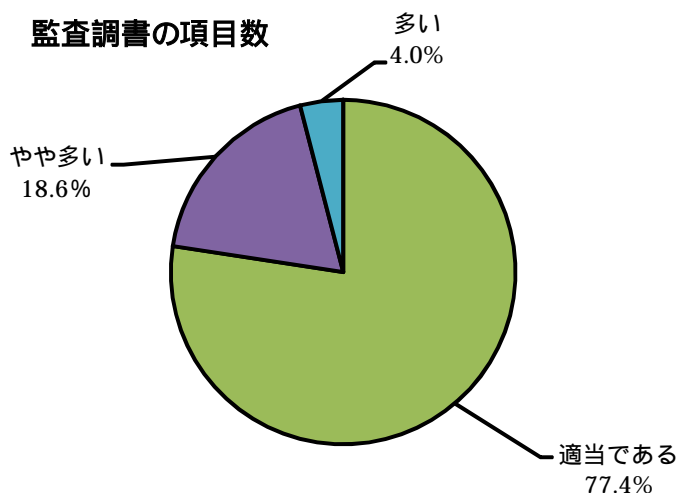
その回答(123 公所)を集計しましたので、結果の概要についてお知らせします。

### 【監査調書の作成について】

#### 1 監査調書の項目数について

「適当である」という回答が 96 件(77.4%)ありましたが、「やや多い」という回答も 23 件(18.6%)ありました。

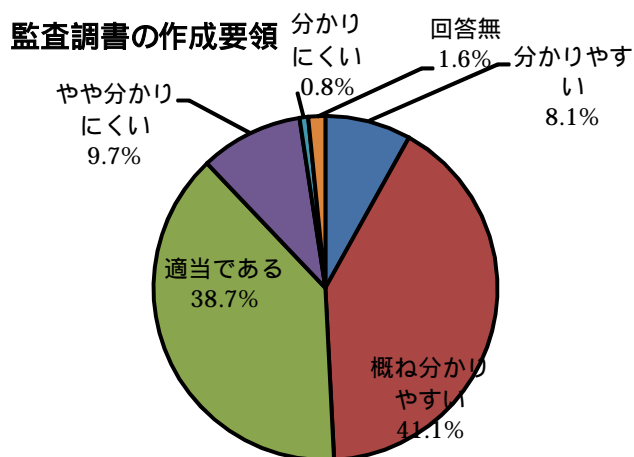
昨年度実施した調査より「適当である」という回答がやや減少し、「やや多い」、「多い」という回答がやや増加しています。



#### 2 監査調書の作成要領について

「分かりやすい」、「概ね分かりやすい」及び「適当である」という回答が合計 109 件(87.9%)ありましたが、「分かりにくい」、「やや分かりにくい」という回答が 13 件(10.5%)ありました。

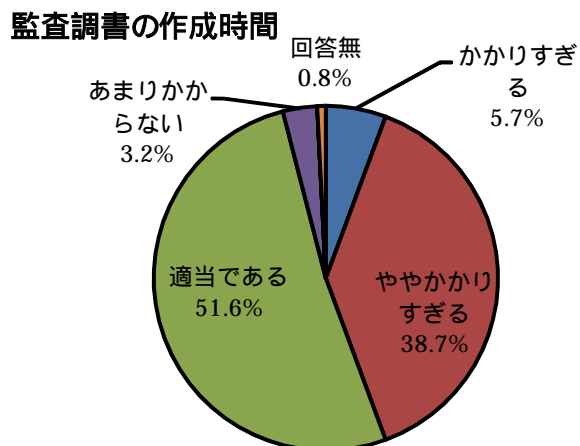
今年度の監査調書の様式の変更は必要最小限とすることとしましたが、昨年度実施した調査より「適当である」が減少し、「分かりやすい」、「概ね分かりやすい」及び「やや分かりにくい」、「分かりにくい」という回答が増加しています。



#### 3 監査調書の作成時間について

「適当である」という回答が 64 件(51.6%)ありましたが、「かかりすぎる」及び「ややかかりすぎる」という回答が合わせて 55 件(44.4%)ありました。

昨年度の調査より、監査調書の作成に時間がかかるという回答が増加しています。

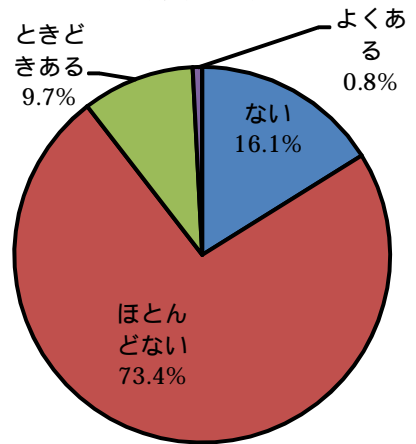


【予備監査時の職員の対応について】

- 4 予備監査時の職員の対応に不満を感じたことはあるか  
 「ない」及び「ほとんどない」という回答がほとんど(111件(89.5%))でしたが、不満を感じる事が「ときどきある」及び「よくある」という回答が13件(10.5%)ありました。

不満を感じたことの内容としては、「職員間の法解釈にばらつきがある。」、「明確な根拠がなく感覚で話をされる。」、「適切な処理方法を提示してほしい。」、「質問の内容がわかりづらい。」などの回答があったことから、受監側職員との対応に際しては、あくまでも指導が主体であることを肝に銘じ、監査委員事務局職員として統一した見解で対応するよう努めてまいります。

予備監査時の職員の対応

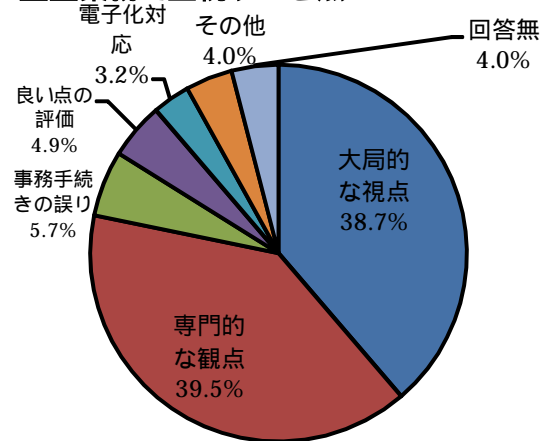


【監査において重視すべきこと】

- 5 今後監査業務において、どのような点を重視していきべきか

「専門的な観点から指導助言して欲しい。」という意見が49件(39.5%)、「細かいことにとらわれず、大局的な視点から監査してほしい。」という意見が48件(38.7%)あり、昨年と同様、大きな割合を占めています。

監査業務で重視すべき点



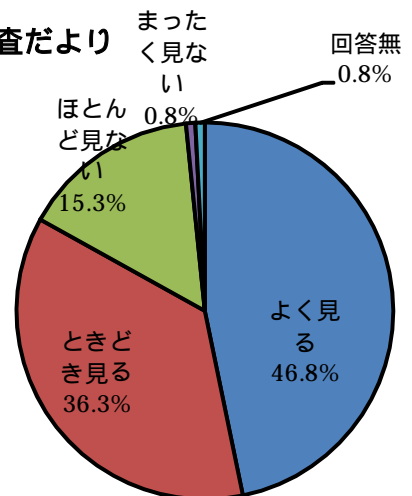
- 6 監査だよりを見たことはあるか

「よく見る」、「ときどき見る」という回答が103件(83.1%)あり、「ほとんど見ない」、「まったく見ない」という回答が20件(16.1%)ありました。

昨年度の調査より、「ほとんど見ない」、「まったく見ない」という回答が半減しています。

今後とも「監査だより」のPRに努めるとともに、みなさんに役立つ内容を吟味し、情報提供していきたいと思っております。

監査だより



## 【その他の意見・要望等】

7 次のようなご意見やご要望等をいただいております。(一部抜粋)

(1) 監査調書の作成要領について

- ・ 作成する基準日が調によって違う。
- ・ 「契約の状況」のところで税込なのか税抜なのか分かりにくい。

(2) 予備監査時の職員の対応について

- ・ 監査の視点が監査職員個々の経験に基づくもので、解釈の違いや運用の違いにより意見が食い違う時が多い。任命権者の指導と出納当局の指導と監査委の指導に差が出ている。

(3) 予備監査結果の講評の内容について

- ・ 講評の内容を持ち帰って検討していただく場合に、連絡をいつまで待つのか分からない。また、こちらから電話しても不在で、なかなか指導をいただけない。

(4) 予備監査の進め方について

- ・ 予備監査当日に配布される「予備監査事務分担表」に基づき、監査委員事務局職員の指示で担当職員が順次対応しているが、1人の担当職員が同時に複数の事務局職員の対応をする場面が多々あることから、事前に事務分担表と進行表(事務局職員ごとの調査内容の順番を示したもの)を提供してもらい、1人の担当職員が同時に対応することがないように、必要に応じて進行表を調整できれば、予備監査がスムーズに出来るのではないのでしょうか。

(5) 監査業務全般について

- ・ 「監査だより」に掲載されている優事例は、業務を進める上で参考になります。
- ・ あくまでも指摘、注意事項の決定は監査委員が行うものと思いますが、予想でも良いので、もっとはっきりと講評していただきたい。
- ・ さまざまな指摘事項があると思いますが、改善方法(事例など)がありましたら、ご教示願えれば幸いです。
- ・ 過去の例で恐縮ですが、予備監査時に所属長に対しても上から目線的な言葉遣いの方がいました。お互い気持ちよく監査を受けたいと思いますので、言葉遣いについての配慮もお願いしたいと思います。

## アンケート調査へのご協力に対する御礼

アンケート調査にご回答いただいた公所担当者の皆様には、業務多忙の中ご協力いただきありがとうございました。

昨年度は、東日本大震災津波により本県沿岸地域が甚大な被害を受け、監査の実施そのものが困難な状況であったことから、沿岸市町村所在の監査対象機関への監査は実施しませんでした。今年度は全機関を対象として監査を実施しました。

災害復旧・復興業務等が多忙を極める中、監査にご対応いただき感謝申し上げます。

今後も、監査日程の設定に当たっては、本来業務に支障のないよう連絡調整のうえ設定していきたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

なお、いただきました意見等については事務局内で検討し、改正することとした事項については、監査だより等を通じて情報提供していきたいと思っております。